

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱案

平成 30 年 6 月 27 日

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定

技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有

技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方入国管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当者で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年 6 月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記

載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方入国管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練室長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練室長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練室長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練室長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練室長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練室長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練室長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練室長	東京入国管理局 研修・短期滞在 審査部門首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 長野県警察本部生活環境課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長 千葉県商工労働部産業人材課長	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練室長							東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人 材課長 新潟県産業労働観光部労政雇用課 長 山梨県産業労働部産業人材育成課 長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--



技能実習制度の見直し等

平成30年2月23日
中央協議会 厚生労働省資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大
- ③ 対象職種の拡大

3年間 ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで**等）

地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業 内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業*	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業*	乾製品製造
	発酵食品製造
	水産練り製品製造
牛豚食肉処理加工業*	かまぼこ製品製造作業 牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業 タフテッドカーペット製造作業 ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
回転電機巻線製作	回転電機巻線製作作業
	回転電機巻線設計作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
	塗装
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
	紙器・段ボール箱製造
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況（H30.2月時点）

ベトナム（H29.6月）、カンボジア（H29.7月）、インド（H29.10月）、フィリピン（H29.11月）、ラオス（H29.12月）、モンゴル（H29.12月）、バングラディッシュ（H30.1月）、スリランカ（H30.2月）

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

平成30年6月27日
厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約127.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。【】は関東地区

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人【約15.9万人】

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人【約23.7万人】

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人【約7.2万人】

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約2.6万人【約1.6万人】

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約29.7万人【約19.6万人】

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (構成比)	①専門的・ 技術的分野 (構成比)	②身分に基づく在留 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④特定活動 (構成比)	⑤資格外活動 (構成比)	⑥不明
茨城	31,365 (2.5)	3,170 (1.3)	13,387 (2.9)	11,358 (4.4)	888 (3.4)	2,562 (0.9)	
栃木	21,235 (1.7)	1,857 (0.8)	10,783 (2.3)	5,214 (2.0)	1,407 (5.4)	1,974 (0.7)	
群馬	29,319 (2.3)	2,792 (1.2)	16,133 (3.5)	6,774 (2.6)	1,815 (6.9)	1,805 (0.6)	
埼玉	55,534 (4.3)	5,937 (2.5)	25,772 (5.6)	10,543 (4.1)	1,035 (3.9)	12,247 (4.1)	
千葉	49,335 (3.9)	5,511 (2.3)	17,219 (3.8)	9,747 (3.8)	808 (3.1)	16,039 (5.4)	11
東京	394,834 (30.9)	122,432 (51.4)	106,327 (23.2)	11,900 (4.6)	8,165 (31.1)	146,006 (49.2)	4
神奈川	69,400 (5.4)	14,283 (6.0)	33,655 (7.3)	7,673 (3.0)	1,162 (4.4)	12,622 (4.2)	5
新潟	7,530 (0.6)	907 (0.4)	2,463 (0.5)	2,591 (1.0)	40 (0.2)	1,529 (0.5)	
山梨	5,823 (0.5)	709 (0.3)	3,382 (0.7)	1,261 (0.5)	64 (0.2)	407 (0.1)	
長野	15,786 (1.2)	1,232 (0.5)	8,190 (1.8)	5,177 (2.0)	158 (0.6)	1,029 (0.3)	
計	680,161 (53.2)	158,830 (66.6)	237,311 (51.7)	72,238 (28.0)	15,542 (59.2)	196,220 (66.1)	20
全国	1,278,670 (100.0)	238,412 (100.0)	459,132 (100.0)	257,788 (100.0)	26,270 (100.0)	297,012 (100.0)	56

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。

技能実習 対前年増減状況

	全国	計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
平成29年10月末現在	257,788	72,238	11,358	5,214	6,774	10,543	9,747	11,900	7,673	2,591	1,261	5,177
前年同期比(%)	22.1	24.1	14.4	27.9	21.8	30.3	24.6	31.9	28.7	19.8	26.0	12.4
平成28年10月末現在	211,108	58,222	9,924	4,077	5,560	8,089	7,823	9,022	5,960	2,162	1,001	4,604
前年同期比(%)	25.4	30.9	23.6	35.0	22.3	37.9	27.2	47.2	43.0	23.0	30.0	14.2
平成27年10月末現在	168,296	44,472	8,028	3,020	4,547	5,867	6,151	6,130	4,168	1,758	770	4,033

※外国人雇用状況の届出状況による。

国籍別技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	総計	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	ブラジル	ペルー	その他
茨城	11,358	4,319	12	1,037	2,882	6	1	0	3,101
栃木	5,214	1,764	0	670	1,992	17	0	0	771
群馬	6,774	2,467	6	558	2,539	7	1	0	1,196
埼玉	10,543	2,685	7	1,115	4,714	17	1	0	2,004
千葉	9,747	3,178	4	813	4,030	25	0	0	1,697
東京	11,900	2,724	4	1,384	5,797	27	1	0	1,963
神奈川	7,673	1,648	3	751	3,503	17	0	0	1,751
新潟	2,591	1,019	1	344	918	37	0	0	272
山梨	1,261	261	0	291	507	0	12	0	190
長野	5,177	1,768	0	869	1,736	5	2	0	797
計	72,238	21,833	37	7,832	28,618	158	18	0	13,742
全国	257,788	84,179	110	26,163	105,540	361	77	52	41,306

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
茨城	11,358	中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	タイ	カンボジア	ラオス
		4,319	2,882	1,646	1,037	535	390	237
栃木	5,214	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー
		1,992	1,764	670	506	147	75	33
群馬	6,774	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	カンボジア	ミャンマー
		2,539	2,467	660	558	266	115	68
埼玉	10,543	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	モンゴル	カンボジア
		4,714	2,685	1,246	1,115	378	126	79
千葉	9,747	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー	カンボジア
		4,030	3,178	813	669	573	172	133
東京	11,900	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー	カンボジア
		5,797	2,724	1,384	1,103	309	299	103
神奈川	7,673	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	ミャンマー	カンボジア
		3,503	1,648	956	751	427	121	114
新潟	2,591	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	ネパール	カンボジア
		1,019	918	344	165	60	37	26
山梨	1,261	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	タイ	ミャンマー	ブラジル
		507	291	261	98	65	20	12
長野	5,177	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー
		1,768	1,736	869	465	157	76	54

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。

産業別技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	全産業計	うち農業・林業	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業・小売業	うち宿泊業・飲食サービス業	うち教育・学習支援業	うちサービス業（他に分類されないもの）
茨城	11,358	5,497	813	4,426	0	282	8	2	101
栃木	5,214	589	345	3,709	0	161	19	0	239
群馬	6,774	870	570	4,706	4	291	40	0	153
埼玉	10,543	340	3,417	5,309	15	593	37	1	224
千葉	9,747	1,405	2,250	4,241	19	816	29	7	281
東京	11,900	8	5,207	3,094	52	1,265	197	2	543
神奈川	7,673	82	2,812	3,521	1	472	16	1	126
新潟	2,591	36	377	1,906	7	215	12	1	6
山梨	1,261	60	131	883	0	37	7	0	28
長野	5,177	1,379	308	3,301	6	103	8	0	43
計	72,238	10,266	16,230	35,096	104	4,235	373	14	1,744
全国	257,788	24,085	36,589	159,112	152	15,847	1,994	35	6,087

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位
茨城	11,358	農業・林業 5,497	製造業 4,426	建設業 813	卸売業 小売業 282	サービス業 (他に分類されないもの) 101
栃木	5,214	製造業 3,709	農業・林業 589	建設業 345	サービス業 (他に分類されないもの) 239	卸売業 小売業 161
群馬	6,774	製造業 4,706	農業・林業 870	建設業 570	卸売業 小売業 291	サービス業 (他に分類されないもの) 153
埼玉	10,543	製造業 5,309	建設業 3,417	卸売業 小売業 593	農業・林業 340	運輸業 郵便業 232
千葉	9,747	製造業 4,241	建設業 2,250	農業・林業 1,405	卸売業 小売業 816	サービス業 (他に分類されないもの) 281
東京	11,900	建設業 5,207	製造業 3,094	卸売業 小売業 1,265	運輸業 郵便業 721	サービス業 (他に分類されないもの) 543
神奈川	7,673	製造業 3,521	建設業 2,812	卸売業 小売業 472	学術研究 専門・技術 サービス業 225	運輸業 郵便業 141
新潟	2,591	製造業 1,906	建設業 377	卸売業 小売業 215	農業・林業 36	不動産業 物品賃貸業外 12
山梨	1,261	製造業 883	建設業 131	運輸業 郵便業 89	農業・林業 60	卸売業 小売業 37
長野	5,177	製造業 3,301	農業・林業 1,379	建設業 308	卸売業 小売業 103	サービス業 (他に分類されないもの) 43

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。

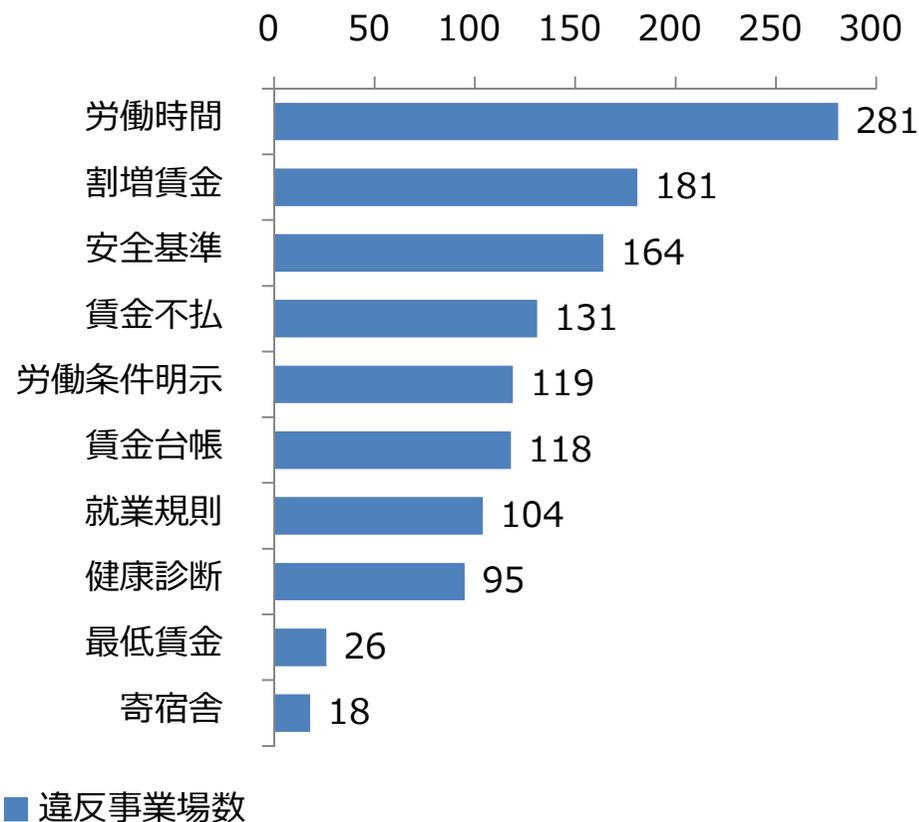
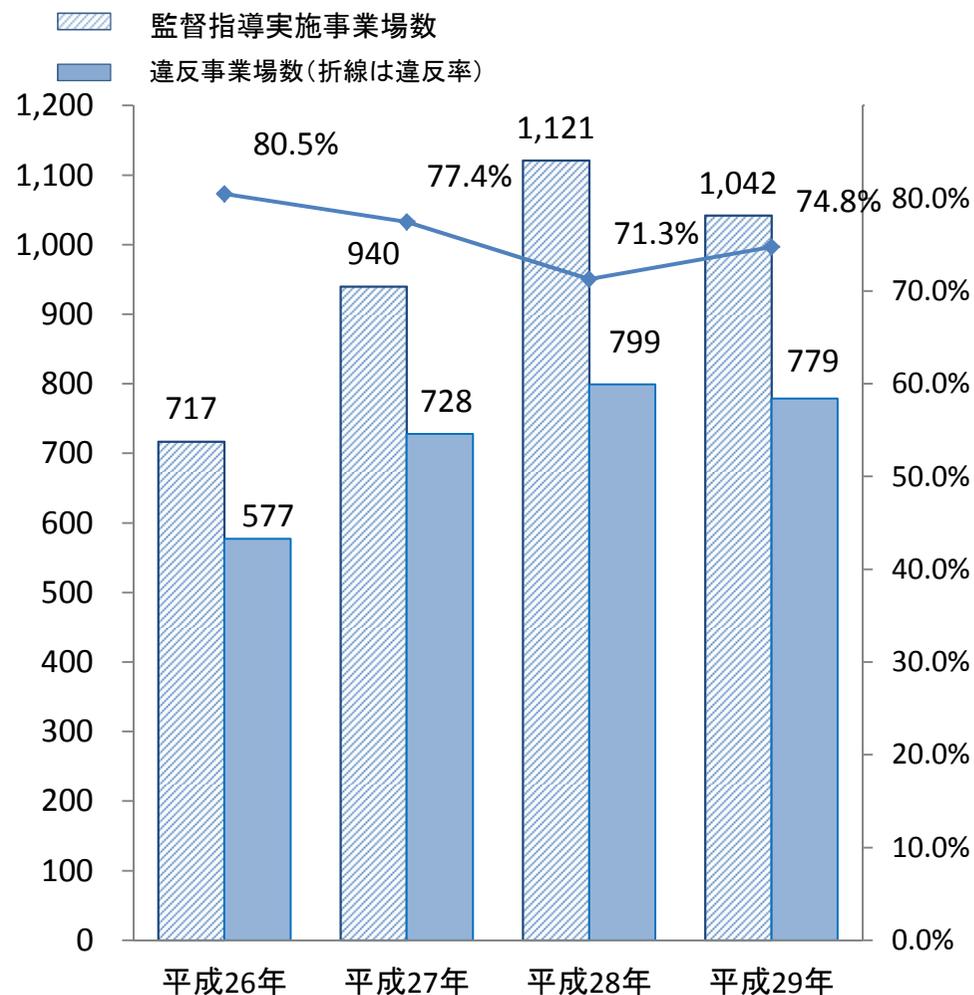
2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成29年)

1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して1,042件の監督指導を実施し、その74.8%に当たる779件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 主な違反事項は、①労働時間（27.0%）、②割増賃金の支払（17.4%）、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（15.7%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

定期監督において技能実習生に対する割増賃金不払で同一管理団体の複数の技能実習実施事業場に対し入国管理局と合同監督・調査を実施

概要

- 技能実習生の所定労働時間超えの労働について、契約では所定労働時間に対する賃金額（1時間当たり775円）の2割5分増の賃金を支払うこととしていたにもかかわらず、1時間当たり600円（当時の栃木県最低賃金額は時間額775円）の賃金しか支払っておらず、支払賃金額が最低賃金額を下回っていたもの。
- 上記違反については、監理団体の指示によるものであり、同監理団体傘下の24の技能実習実施事業場で違反が認められた。

指導内容

- 1 所定労働時間超えの労働に対して最低賃金額以上の賃金が支払われていなかったことについて、是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払）

- 2 監理団体に対し、文書指導をした。

指導事項

署長名で文書指導

- 3 違反事業場全数を呼び出し、是正勧告をするとともに、法令の内容について集団指導を実施した。

指導事項

集団指導

判明事項

- 違反事業場全数について、賃金支払の適正化が図られた。
- なお、本指導の時点で在籍していた技能実習生の未払賃金については、本指導の直前に、実習開始当初まで遡及して支払が行われていた。

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成26年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	158	71	95	17	84	36	53	57	9	137	717	
違反事業 場数	137	53	75	16	73	30	41	41	9	102	577	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	19	11	22	5	14	7	6	10	4	36	134
	同法第24条 (賃金の支払)	73	6	18	4	13	5	7	8	1	51	186
	同法第32,40条 (労働時間)	28	23	24	17	23	14	20	15	1	27	192
	同法第37条 (割増賃金)	23	17	21	7	21	14	10	11	6	15	145
	同法第89条 (就業規則)	10	7	15	4	5	5	8	2	0	6	62
	同法第108条 (賃金台帳)	14	4	4	3	8	9	7	4	1	12	66
	同法第96条 (寄宿舎関係)	4	2	2	0	2	0	1	3	2	1	17
	労働安全衛生法 (第20～25条)	28	20	34	1	25	8	22	25	1	33	197
	安全関係	18	16	21	1	19	4	13	17	1	17	127
	衛生関係	10	4	13	0	6	4	9	8	0	16	70
	最低賃金法第4条	3	1	1	2	6	2	2	2	0	2	21
	健康診断	13	6	14	5	5	3	10	4	5	8	73

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成27年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	156	67	102	30	108	148	63	63	6	197	940	
違反事業 場数	111	46	76	21	99	118	48	42	6	161	728	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	26	6	17	3	23	34	6	9	0	76	200
	同法第24条 (賃金の支払)	23	4	13	2	24	32	3	4	3	74	182
	同法第32,40条 (労働時間)	32	21	25	18	35	43	19	9	5	30	237
	同法第37条 (割増賃金)	23	8	19	14	22	39	10	8	1	23	167
	同法第89条 (就業規則)	17	3	14	3	11	24	7	5	0	10	94
	同法第108条 (賃金台帳)	14	4	8	0	14	25	3	2	0	19	89
	同法第96条 (寄宿舎関係)	4	0	5	0	0	2	1	4	0	2	18
	労働安全衛生法 (第20～25条)	38	24	23	2	33	38	24	22	1	43	248
	安全関係	26	15	12	1	26	29	15	13	0	27	164
	衛生関係	12	9	11	1	7	9	9	9	1	16	84
	最低賃金法第4条	6	2	2	6	12	10	2	2	1	1	44
	健康診断	17	11	18	19	13	18	9	5	7	9	126

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成28年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	228	102	115	12	143	181	82	74	6	178	1121	
違反事業場数	160	65	72	7	125	136	58	47	6	123	799	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	21	6	8	2	21	22	6	1	3	23	113
	同法第24条 (賃金の支払)	64	3	8	1	11	34	5	2	2	28	158
	同法第32.40条 (労働時間)	36	25	23	7	48	36	22	12	5	44	258
	同法第37条 (割増賃金)	20	13	10	4	24	41	9	9	1	15	146
	同法第89条 (就業規則)	12	7	11	3	17	19	5	5	2	19	100
	同法第108条 (賃金台帳)	50	5	3	1	14	29	5	1	0	8	116
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	0	0	0	2	0	2	0	5	10
	労働安全衛生法 (第20～25条)	42	27	25	1	63	37	26	29	2	59	311
	安全関係	24	17	14	1	47	30	20	16	0	34	203
	衛生関係	18	10	11	0	16	7	6	8	2	25	103
	最低賃金法第4条	6	3	0	2	4	7	2	1	0	3	28
健康診断	30	7	13	3	9	26	4	5	0	10	107	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地区)

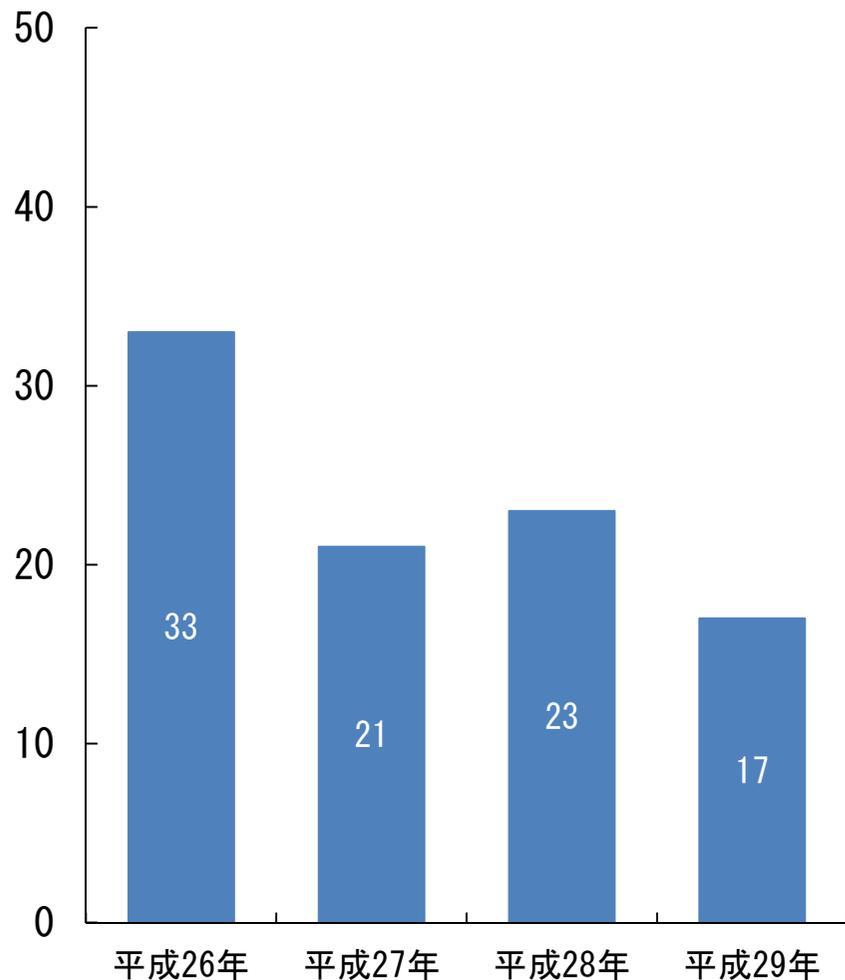
(平成29年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	143	114	114	13	137	172	98	76	13	162	1042	
違反事業場数	105	83	83	10	120	133	66	58	10	111	779	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	6	13	4	12	32	12	6	5	9	119
	同法第24条 (賃金の支払)	25	30	10	2	8	26	11	9	1	9	131
	同法第32.40条 (労働時間)	29	25	33	11	47	48	28	17	2	41	281
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	17	3	28	53	12	11	3	16	181
	同法第89条 (就業規則)	6	9	15	1	10	31	11	5	1	15	104
	同法第108条 (賃金台帳)	22	3	6	2	11	44	8	9	3	10	118
	同法第96条 (寄宿舎関係)	3	2	3	0	2	6	0	0	0	2	18
	労働安全衛生法 (第20～25条)	27	33	34	0	61	6	18	21	1	43	244
	安全関係	18	20	23	0	47	4	12	11	1	28	164
	衛生関係	9	13	11	0	14	2	6	10	0	15	80
	最低賃金法第4条	2	2	1	0	5	6	1	2	0	7	26
健康診断	19	9	13	7	11	9	4	6	7	10	95	

2 申告状況

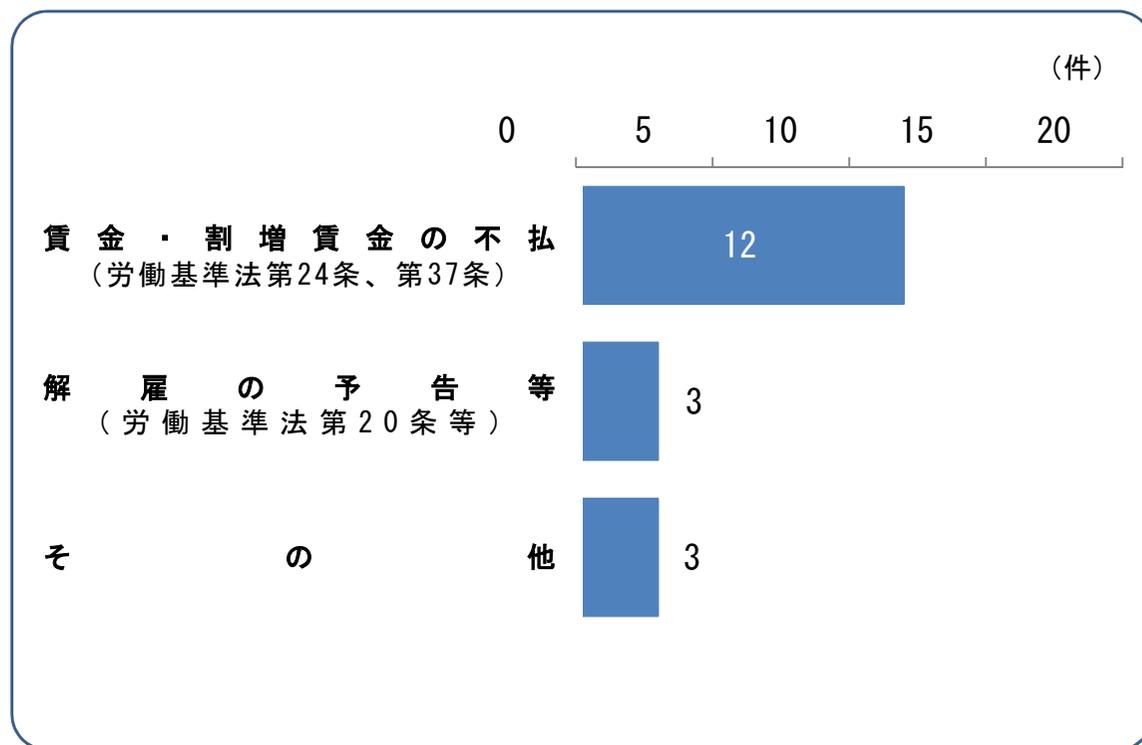
(1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は17件であった。

(件)



(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(12件)、②解雇手続の不備(3件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上している
ので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地区)

(平成26年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	12	11	0	0
栃 木	2	1	1	1
群 馬	3	3	1	1
埼 玉	4	4	0	1
千 葉	8	8	2	0
東 京	2	2	0	1
神 奈 川	0	0	0	0
新 潟	2	2	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	33	31	4	4

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地区)

(平成27年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	9	8	3	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	4	4	0	1
埼 玉	4	4	1	2
千 葉	4	2	1	1
東 京	0	0	0	0
神 奈 川	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	21	18	5	4

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地区)

(平成28年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	5	5	1	1
埼 玉	3	2	1	0
千 葉	4	4	1	1
東 京	2	2	1	0
神 奈 川	1	1	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	1	0	1	0
合 計	23	21	6	2

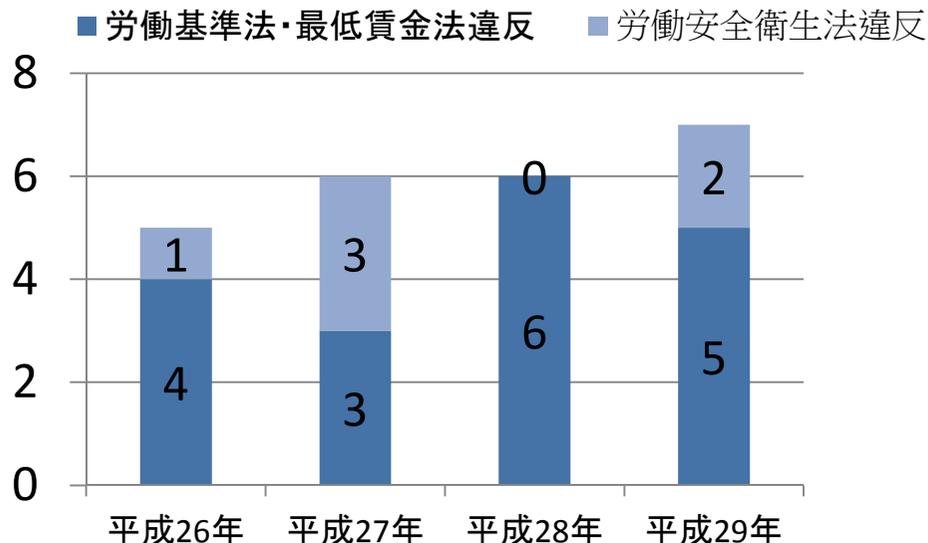
外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地区)

(平成29年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	0
栃 木	2	2	0	0
群 馬	2	0	0	0
埼 玉	4	3	1	0
千 葉	0	0	0	0
東 京	3	2	0	0
神 奈 川	1	1	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	17	12	3	0

3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は7件であった。



事例

技能実習生に対し、違法な時間外労働・休日労働を行わせていた事業主等を送検

捜査経過

■ 機械器具製造業の技能実習実施事業場について、入国管理局から通報（同事業場の監理団体から、1か月100時間を超える時間外労働があったこと、及びその後の報告で「残業ゼロ」との不審な報告がなされていること）があった。

- 事業場に臨検監督を実施したところ、技能実習生に100時間を超える時間外労働を行わせていたことが判明した。事業主は、調査時に、時間外労働を記録したタイムカードを自身の車に隠し、これが発覚してからもタイムカードの保管場所や管理方法について虚偽の説明をするなどしたため、悪質と判断し捜査に着手した。
- 捜査の結果、同事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）は、従業員代表を選出せず、事業主が自ら従業員代表の押印をして作成した無効な協定であることが判明し、技能実習生に対し、違法に1か月100時間を超える時間外労働を行わせていたことが判明した。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主
技能実習生5名に対し、法定の除外事由なく、法定労働時間を超えて労働させていたこと。

違反条文

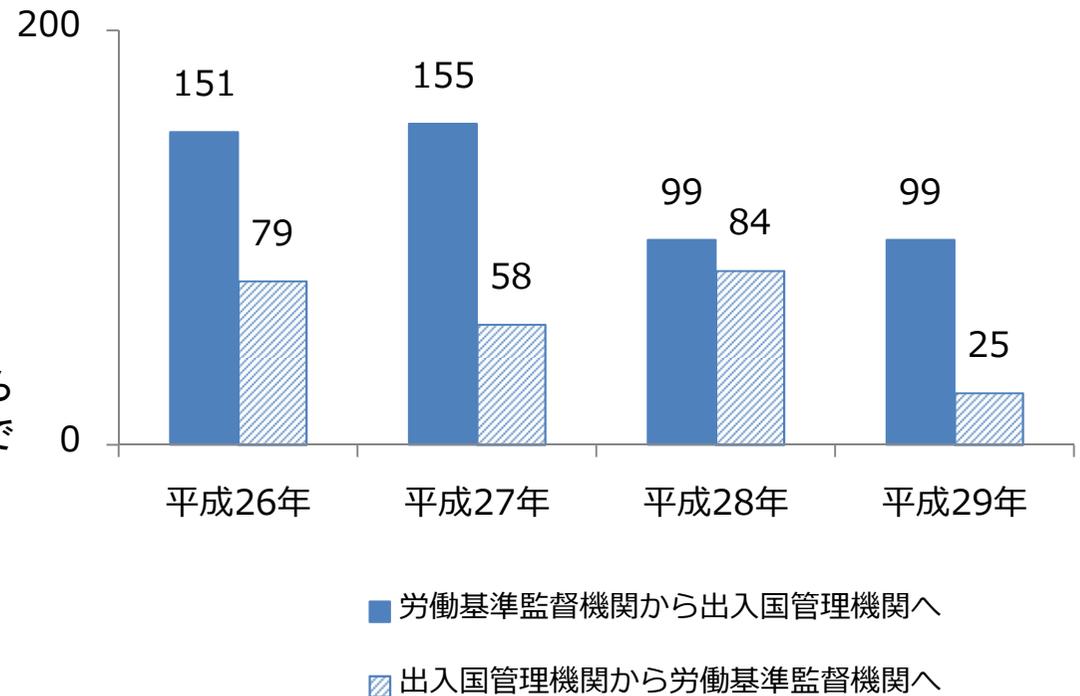
労働基準法第32条（労働時間）

技能実習生に係る送検件数(平成26年～29年)

局	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨 城	0	0	2	0	2	0	0	0
栃 木	0	1	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	1
埼 玉	0	0	0	1	3	0	2	0
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京	2	0	0	0	0	0	1	0
神 奈 川	1	0	0	0	0	0	0	1
新 潟	0	0	0	1	0	0	0	0
山 梨	1	0	0	0	0	0	2	0
長 野	0	0	1	1	1	0	0	0
合 計	4	1	3	3	6	0	5	2

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 関東地域で労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は99件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は25件である。



- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、実習実施機関に対して2件の合同監督・調査を実施した。

労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報件数(平成26年～29年)

(関東地区)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関への通報件数

下段が出入国管理機関から労働基準監督機関への通報件数

局	26年	27年	28年	29年
茨 城	58	20	15	14
	27	31	65	14
栃 木	4	2	4	5
	5	1	3	0
群 馬	20	9	7	8
	7	0	1	0
埼 玉	2	8	5	8
	9	7	4	4
千 葉	14	7	11	17
	4	7	4	1
東 京	0	30	29	35
	4	0	2	0
神奈川	0	3	1	3
	18	8	2	5
新 潟	13	5	5	3
	2	1	0	1
山 梨	1	1	0	1
	0	2	2	0
長 野	39	70	22	5
	3	1	1	0
合 計	151	155	99	99
	79	58	84	25



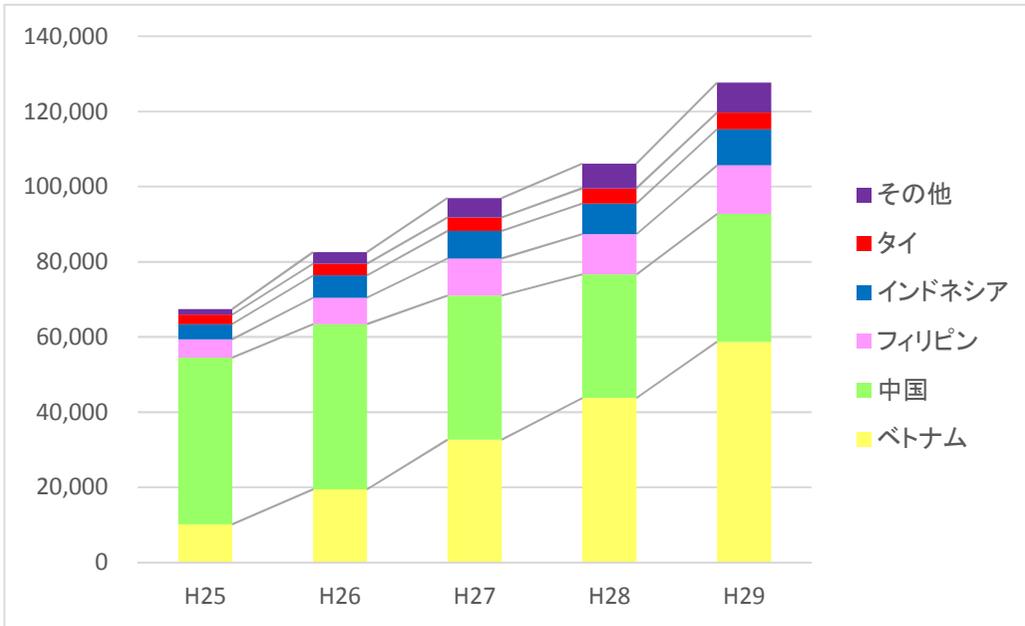
外国人技能実習制度の現状

平成30年6月

東京入国管理局研修・短期滞在審査部門

技能実習生に係る新規入国者数・在留外国人数

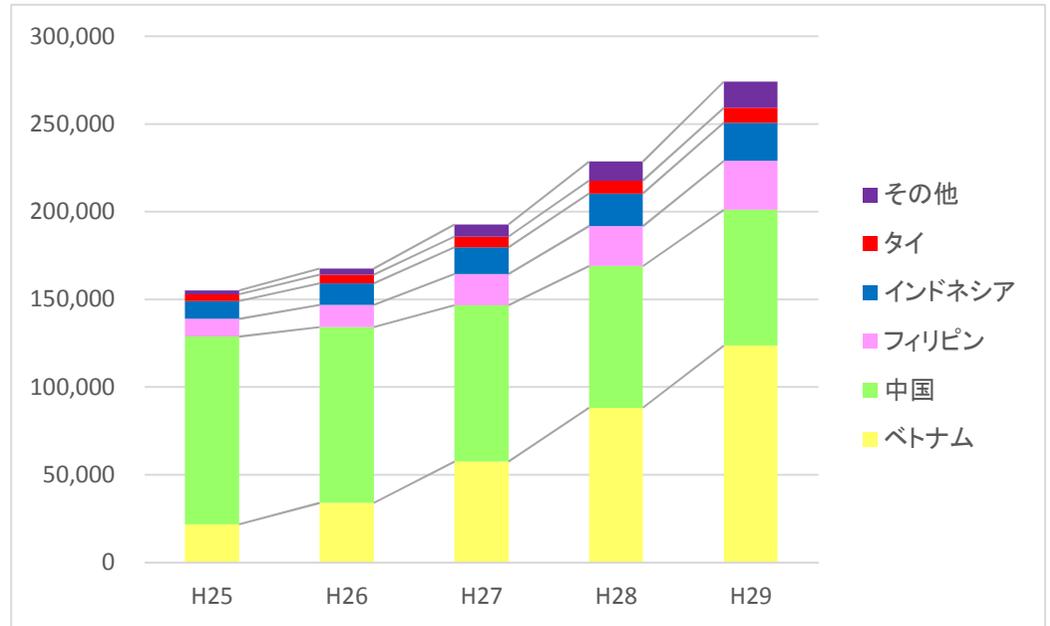
新規入国者数 注1



	H25	H26	H27	H28	H29
総数	67,426	82,516	96,987	106,118	127,671
ベトナム	10,130	19,489	32,652	43,774	58,690
中国	44,377	43,971	38,327	32,895	34,072
フィリピン	4,827	6,997	9,918	10,741	12,923
インドネシア	4,144	5,888	7,289	8,050	9,581
タイ	2,443	3,210	3,658	4,126	4,449
その他	1,505	2,961	5,143	6,532	7,956

注1 「技能実習1号イ」, 「技能実習1号ロ」の合計

在留外国人数 注2



	H25	H26	H27	H28	H29
総数	155,206	167,626	192,665	228,588	274,233
ベトナム	21,632	34,039	57,581	88,211	123,563
中国	107,174	100,093	89,096	80,857	77,567
フィリピン	10,077	12,721	17,740	22,674	27,809
インドネシア	10,064	12,222	15,307	18,725	21,894
タイ	3,947	4,923	6,084	7,279	8,430
その他	2,312	3,628	6,857	10,842	14,970

注2 「技能実習1号イ」, 「技能実習1号ロ」, 「技能実習2号イ」, 「技能実習2号ロ」の合計

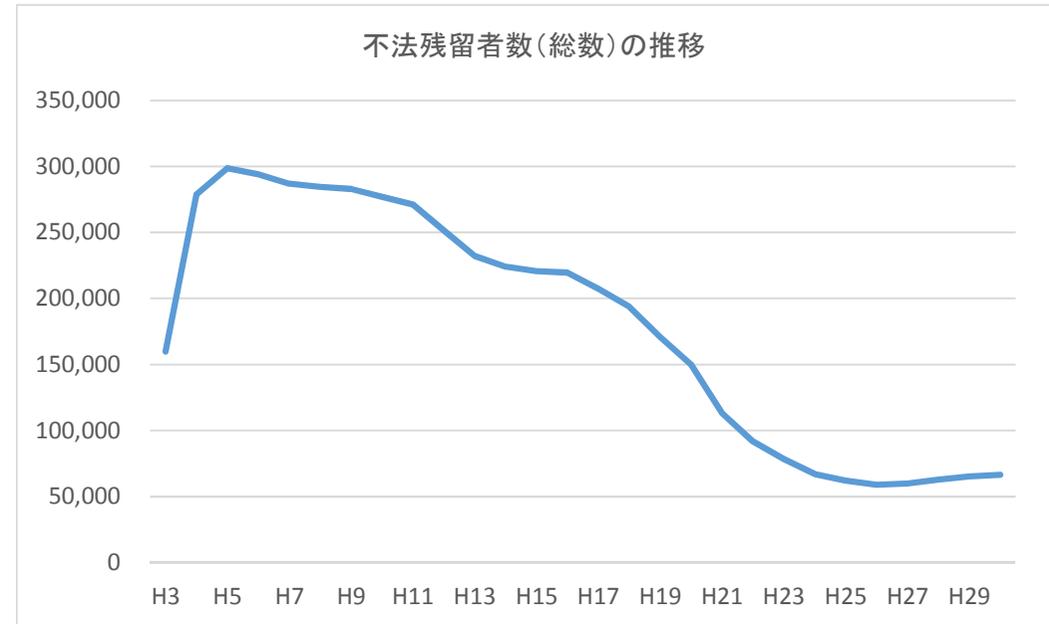
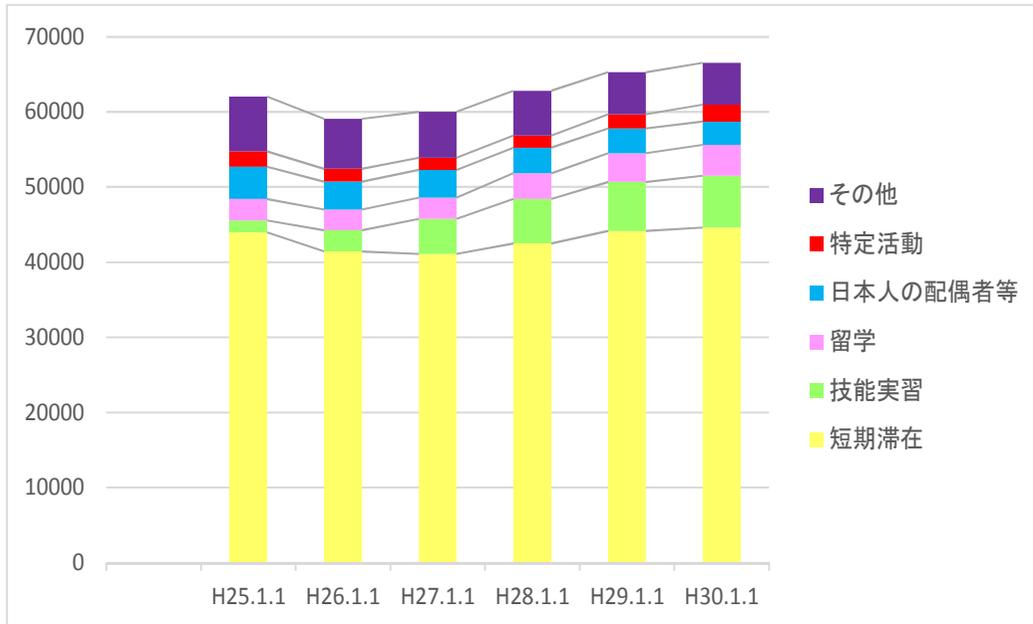
東京入国管理局における在留資格認定証明書交付申請受付件数(技能実習)



技能実習生に係る不法残留者数

在留資格別不法残留者数

在留資格	H25.1.1	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1	H28.1.1に対する 増減率(%)	H30.1.1	H29.1.1に対する 増減率(%)
総数	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	3.9	66,498	1.9
短期滞在	43,943	41,403	41,090	42,478	44,167	4.0	44,592	1.0
技能実習	1,614	2,830	4,679	5,904	6,518	10.4	6,914	6.1
技能実習1号イ	6	10	12	14	8	-42.9	8	0.0
技能実習1号ロ	645	1,089	1,799	2,439	2,741	12.4	2,894	5.6
技能実習2号イ	20	32	37	38	21	-44.7	24	14.3
技能実習2号ロ	943	1,699	2,831	3,413	3,748	9.8	3,988	6.4
留学	2,847	2,777	2,806	3,422	3,807	11.3	4,100	7.7
日本人の配偶者等	4,291	3,719	3,709	3,433	3,287	-4.3	3,092	-5.9
特定活動	2,014	1,707	1,636	1,633	1,910	17.0	2,286	19.7
その他	7,300	6,625	6,087	5,948	5,581	-6.2	5,514	-1.2



外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

平成30年6月27日

OTIT 外国人技能実習機構
東京事務所

目次

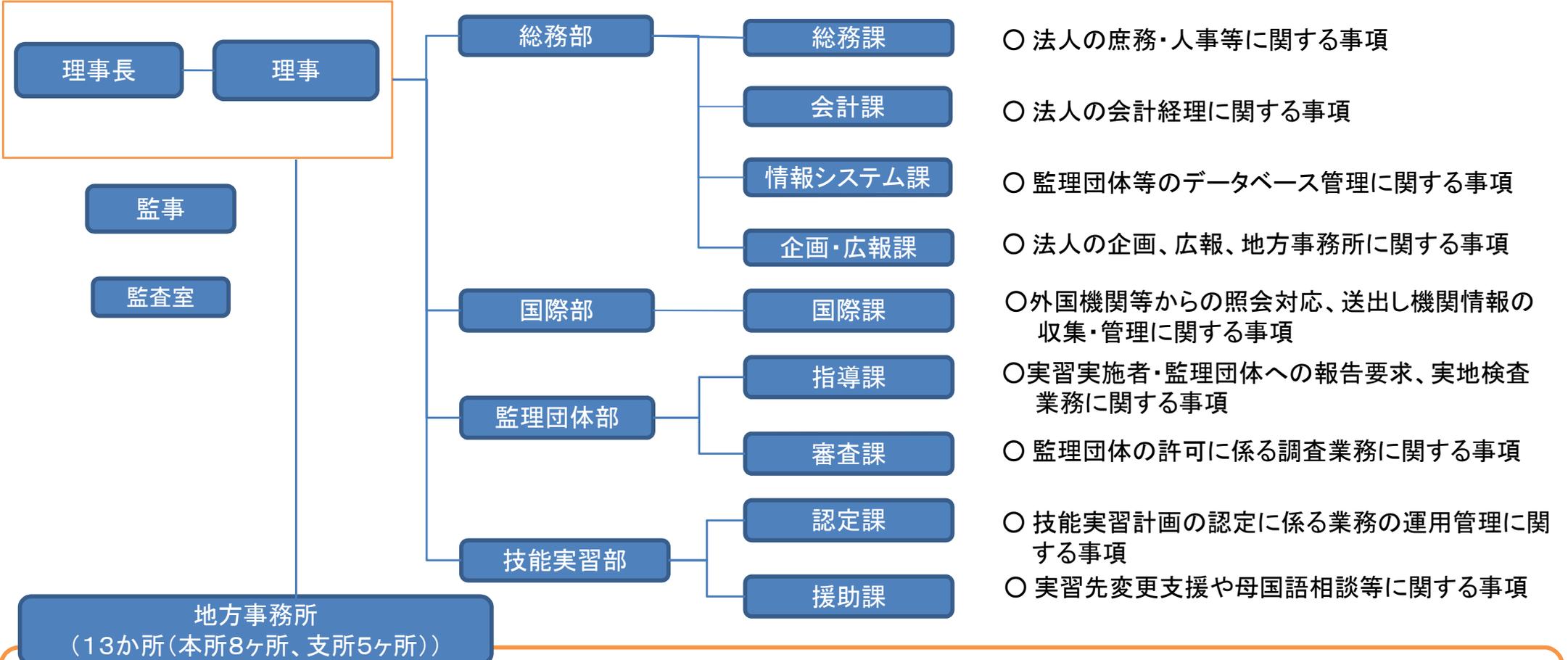
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 技能実習生の支援・保護	9
4 . 各種統計	14

1. 機構の概要

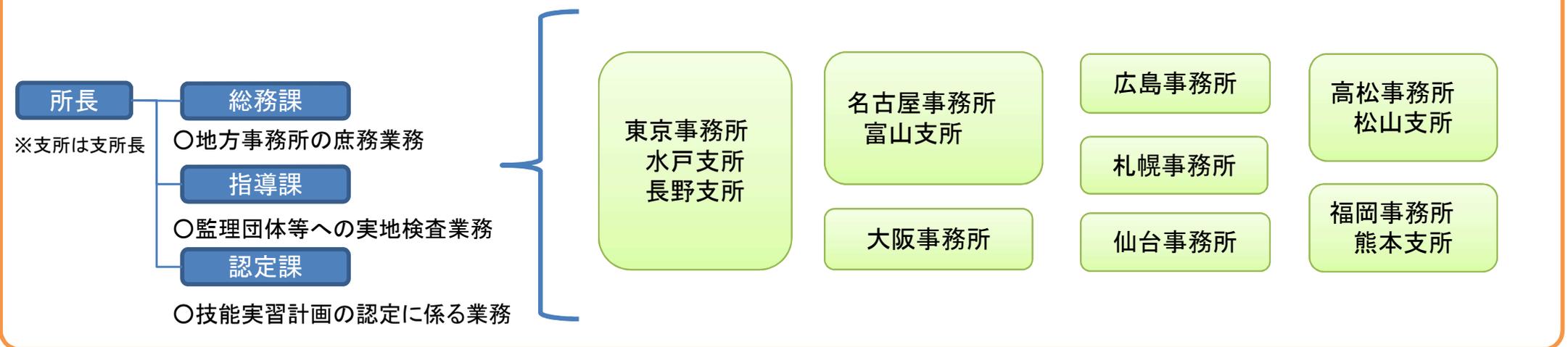
外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理 事 達谷窟 庸野
川村 修行
金原 主幸
監 事 江原 由明
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 34億5,182万円(平成30年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部連絡先等 港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階 Tel. 03-6712-1523(代表)
海岸庁舎(技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 Tel. 03-6712-1938(代表)
URL: <http://www.otit.go.jp>

機構の組織・体制について



地方事務所 (13か所(本所8ヶ所、支所5ヶ所))



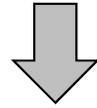
2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員を設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

外国人技能
実習機構

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

外国人技能実習機構が行う実地検査等

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【法附帯決議】

外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性のある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこと(以下略)

【検査の対象】 法案審議時に一貫して下記内容で答弁しているところ。

監理団体(約2,000団体)に対して年に1回程度、実習実施者(約39,000)に対して3年に1回程度

【実施時期】 法施行日(平成29年11月1日)より順次実施。

3. 技能実習生の支援・保護

技能実習生の支援・保護 (1)

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

※地方事務所・支所の担当区域及び所在地等はP8参照

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- ・ 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

技能実習生の支援・保護（4）

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約30万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

○配布対象

- ①平成29年11月1日以降に新規に入国する技能実習生
- ②平成29年11月1日以降に技能実習第2号又は第3号に係る技能実習計画の認定を受け、引き続き在留が予定されている場合
- ③上記以外で配布希望がある場合

： 地方入国管理局で配布

： 本部、地方事務所・支所から監理団体に送付し、監理団体等を通じて配布

4. 各種統計

新たな技能実習制度における件数（1）（関東地区ブロック）

1 監理団体許可件数（平成30年5月31日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	17件 (うち介護職種 4件)	84件 (うち介護職種 5件)	101件 (うち介護職種 9件)
栃木県	9件 (うち介護職種 1件)	34件 (うち介護職種 7件)	43件 (うち介護職種 8件)
群馬県	7件 (うち介護職種 2件)	22件 (うち介護職種 0件)	29件 (うち介護職種 2件)
埼玉県	17件 (うち介護職種 0件)	43件 (うち介護職種 3件)	60件 (うち介護職種 3件)
千葉県	11件 (うち介護職種 3件)	60件 (うち介護職種 9件)	71件 (うち介護職種 12件)
東京都	104件 (うち介護職種 37件)	120件 (うち介護職種 26件)	224件 (うち介護職種 63件)
神奈川県	13件 (うち介護職種 3件)	26件 (うち介護職種 5件)	39件 (うち介護職種 8件)
新潟県	10件 (うち介護職種 2件)	10件 (うち介護職種 0件)	20件 (うち介護職種 2件)
山梨県	3件 (うち介護職種 1件)	4件 (うち介護職種 0件)	7件 (うち介護職種 1件)
長野県	14件 (うち介護職種 3)	28件 (うち介護職種 1件)	42件 (うち介護職種 4件)

新たな技能実習制度における件数（2）（関東地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（平成30年5月25日現在）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	1,345件	33,158件	34,503件
水戸支所	茨城県	10件	3,579件	3,589件
長野支所	新潟県 長野県	172件	4,965件	5,137件

新たな技能実習制度における件数（3）

3. 相談件数（平成30年2月28日現在）

母国語相談件数	459件	（電話366件、メール88件、手紙5件）
うちベトナム語	341件	（電話273件、メール64件、手紙4件）
中国語	85件	（電話71件、メール13件、手紙1件）
インドネシア語	9件	（電話5件、メール4件）
英語	6件	（電話4件、メール2件）
フィリピン語	13件	（電話9件、メール4件）
タイ語	5件	（電話4件、メール1件）
カンボジア語	0件	
ミャンマー語	0件	

【主な相談内容】

- 賃金に関すること（「残業代が支払われない」「給与から控除される費用が適切か」等）
- 労働時間に関すること（「勤務時間が約束と違う」「残業時間が算定されない」等）
- 職種に関すること（「当初聞いていた作業と異なる」「単純作業しかさせてもらえない」等）
- 3号移行に関すること（「具体的な手続きをどうすればよいか」等）
- 監理団体の許可に関すること
（「監理団体の許可がまだおりず、待機（又は一旦帰国）を余儀なくされ、不安だ」等）

新たな技能実習制度における件数（4）

4. 申告・援助・支援件数（平成30年5月10日現在）

申告件数	0件
宿泊援助件数	4件
実習先変更支援件数	46件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

5. 受検支援件数（平成30年5月10日現在）

受検支援	21,269件
------	---------

農業者の皆様へ

外国人技能実習制度が 変わりました

～特に押さえておくべきポイントとは～



I 外国人技能実習法の施行に伴い、制度が変わりました！

技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込み

技能実習の開始



技能評価試験の受検



帰国



新制度のポイント

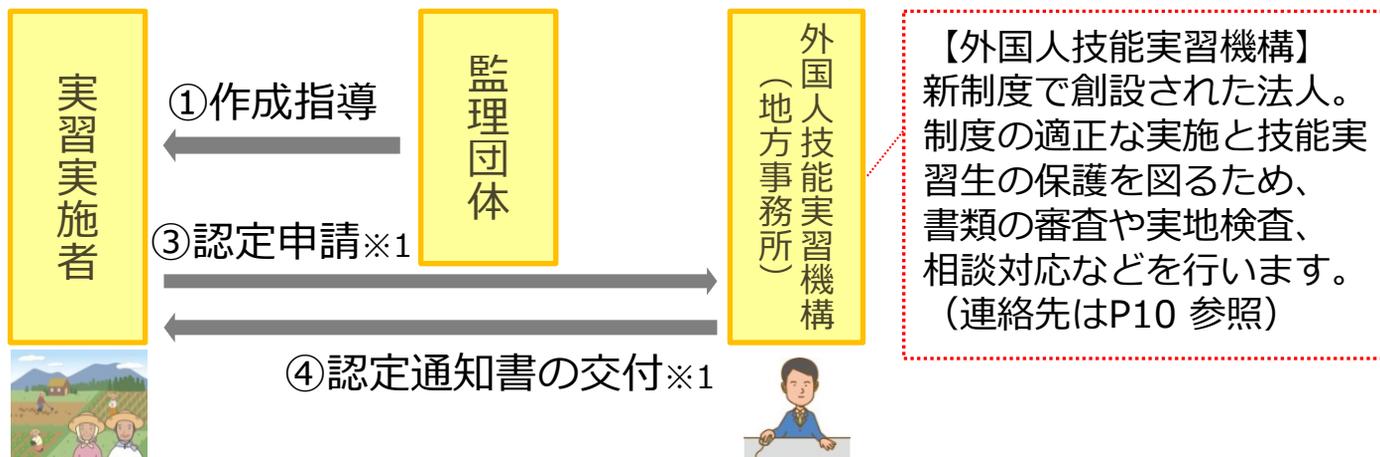
- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となりました。→P2
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P3
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まりました。→P4
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P5
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されました。→P6
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となりました。→P7
- 7 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられました。→P7
- 8 技能実習生は評価試験を受検する必要があります。→P8

1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。



- (1)新制度においては、監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2)新制度においては、移行対象職種・作業のうち、互いに関連した職種・作業であれば複数の職種の作業を組み合わせた実習が可能となりました。
- (3)実習開始予定日に間に合うよう、1号であれば実習開始の4ヶ月前、2号・3号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。（なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。）

②作成



※1 監理団体に認定申請を委任した場合、③、④はいずれも監理団体を経由することになります。実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請（地方入国管理局の標準審査期間2週間）を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

2 技能実習責任者を配置する必要があります。



要件

- (1)実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2)技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2
- (3)過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること※3

仕事の内容

技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

- (1)技能実習計画の作成
- (2)技能実習生の技能等の評価
- (3)外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4)帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5)監理団体との連絡調整 など

※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。

※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。

※3 経過措置期間（2020年3月31日まで）は受講しなくとも技能実習責任者になれますが、経過措置期間が終了するまでの間にこの講習を受講しましょう。

3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まりました。



住居の要件

- (1) 宿舍は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること

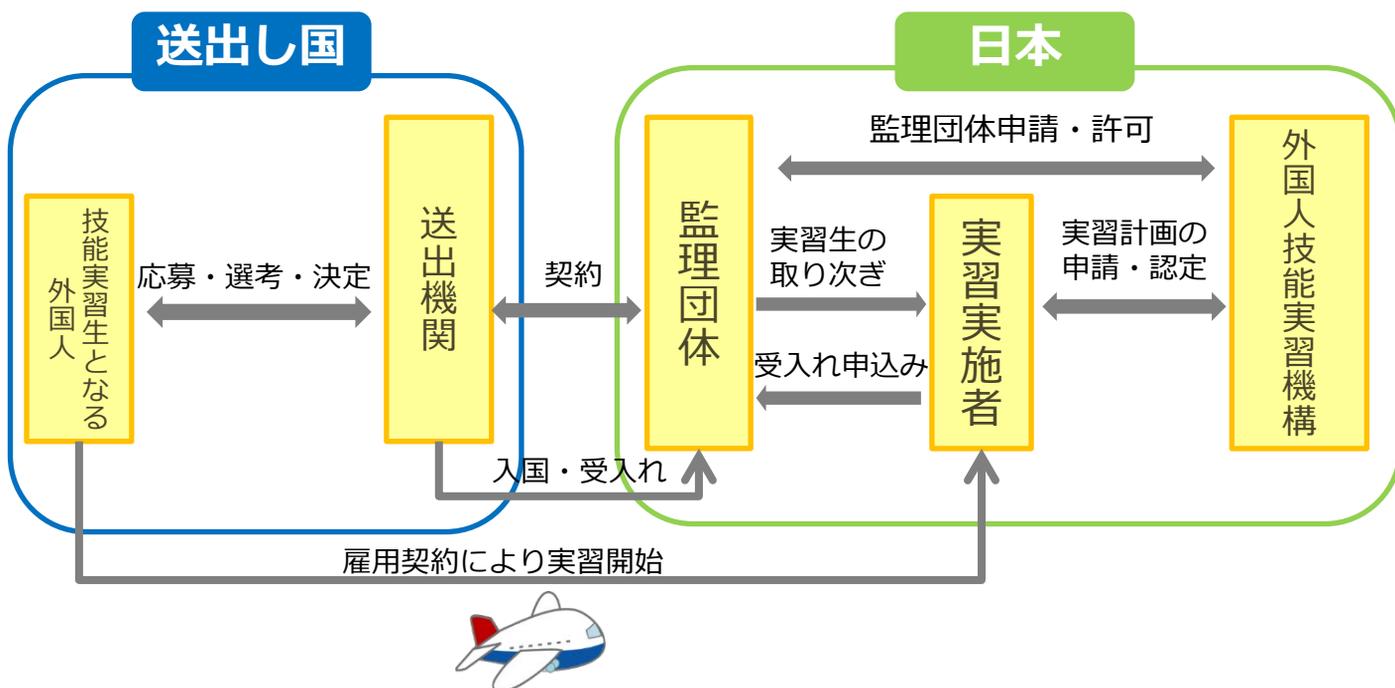
※ 旧制度から技能実習生を受け入れている宿泊施設については、その広さや設備等が上記の基準を満たさない場合であっても、別途代替措置などを講ずることにより適切な住居と認められる場合があります。事前に技能実習機構にご相談下さい。

4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。



監理団体には、

- ・ 技能実習 1号（1年目） / 2号（2年目・3年目）のみ受入れができる団体
 - ・ 3号（4年目・5年目）も含めて受入れができる団体
- がありますので、事前にご確認ください。



5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されました。



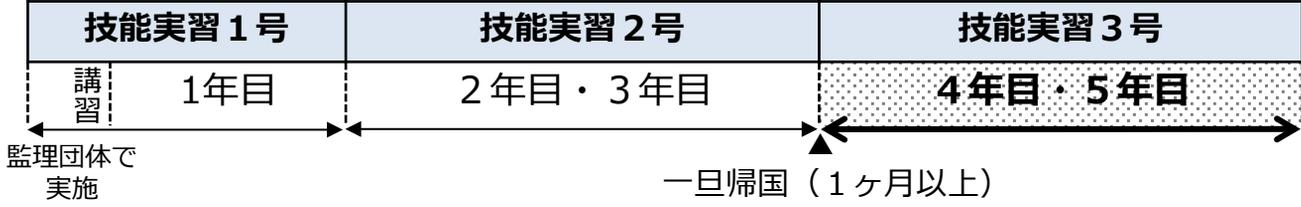
優良な実習実施者の要件

以下の要件について、ポイント制（120点満点）で72点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- (1)技能等の修得等に係る実績（70点）
 - (2)技能実習を行わせる体制（10点）
 - (3)技能実習生の待遇（10点）
 - (4)法令違反・問題の発生状況（5点※）
 - (5)相談・支援体制（15点）
 - (6)地域社会との共生（10点）
- （※ 違反は大幅減点）

実習期間の拡大

- (1)最大5年間（技能実習3号）の技能実習が可能となりました。
- (2)技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後1ヶ月以上、一旦帰国する必要があります。



受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

- ※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。
- ※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。
- 1号：常勤職員数 2号：常勤職員数の2倍
- 3号：常勤職員数の3倍

(例) 実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

	通常の場合	優良の場合
技能実習1号	3人	6人
技能実習2号	6人	12人
技能実習3号	-	18人
合計	9人	36人

6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となりました。



- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、技能実習機構に提出する必要があります。

7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられました。



技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。

8 技能実習生は技能評価試験を受検する必要があります。



- (1) 1号修了時においては、実技試験と学科試験の受検が必須です。2号・3号修了時においては、実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが推奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 農業職種の技能評価試験の日程は全国農業会議所のホームページ（下記URL）で確認できます。

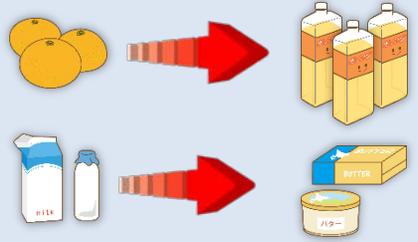
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/examination/schedule.html>

Ⅱ 技能実習制度でできるようになったこと。

1. 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

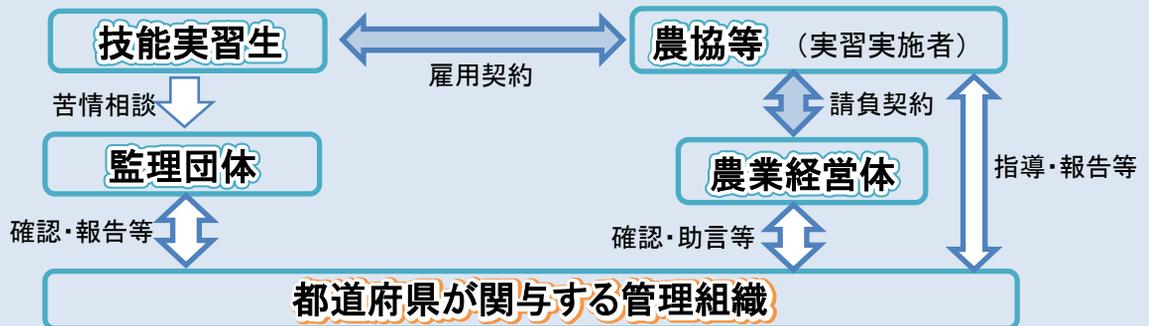
例えば・・・

- ・ 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・ 牛乳を原料としたチーズ等の製造



! 加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

2. 農協が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。



- ! 請負契約において、農業者の方が実習生に指示を行うことはできません。
- ! 都道府県の関与による一定の管理体制が必要です。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 TEL : 03-6712-1523 (代)
- 監理団体部 (監理団体の許可に関すること) TEL : 03-6712-1923
- 地方事務所・支所 (技能実習計画の認定に関すること)
※【 】内は担当区域

- 札幌事務所【北海道】 TEL : 011-596-6470
- 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
TEL : 022-399-6326
- 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】
TEL : 03-6433-9211
- 水戸支所 (東京事務所)【茨城県】 TEL : 029-350-8852
- 長野支所 (東京事務所)【新潟県、長野県】 TEL : 026-217-3556
- 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】 TEL : 052-684-8402
- 富山支所 (名古屋事務所)【富山県、石川県、福井県】 TEL : 076-471-8564
- 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
TEL : 06-6210-3351
- 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】 TEL : 082-207-3123
- 高松事務所【徳島県、香川県】 TEL : 087-802-5850
- 松山支所 (高松事務所)【愛媛県、高知県】 TEL : 089-909-4110
- 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】 TEL : 092-710-4070
- 熊本支所 (福岡事務所)【熊本県、宮崎県、鹿児島県】 TEL : 096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 TEL : 03-6910-1124 (代)

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

- 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 TEL : 011-330-8809
- 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 022-221-6217
- 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 048-740-0394
- 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 076-232-4238
- 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 052-223-4620
- 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 075-414-9055
- 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 086-224-8842
- 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 096-300-6375
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL : 098-866-1628

-
- 農林水産省経営局就農・女性課 TEL : 03-6744-2162

中小企業連携組織対策推進事業

平成30年度予算額 **6.6億円（6.8億円）**

事業の内容

事業目的・概要

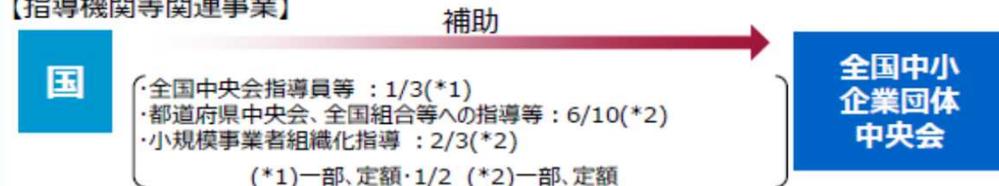
- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、全国中小企業団体中央会に対し、中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う経費を補助します。
- また、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、事業に係る経費の助成を行います。（中小企業活路開拓調査・実現化事業）
- 更に、外国人技能実習生の受入を行う組合に対する指導を行います。

成果目標

- 組合等の設立・運営や、組合等による外国人技能実習生の受入事業が適切に行われるよう指導・支援を実施します。
- 中小企業活路開拓調査・実現化事業では、7割の組合が設定した数値目標を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【指導機関等関連事業】



【中小企業活路開拓調査・実現化事業】



【外国人技能実習制度適正化事業】



事業イメージ

1. 指導機関等関連事業

- ・中小企業組合の設立・運営指導、都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等の経費を補助します。
- ・中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るための取組等の支援を強化します。

2. 中小企業活路開拓調査・実現化事業

- ・中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行うビジョン策定や展示会出展等の取り組みを支援します。

<取組事例>

千葉県測量設計補償協同組合

【規模】組合員数43名

【手法】千葉県からの官公需発注に対応するため業務効率化等の支援システム開発を実施。

【成果】官公需に対応する業務工程の短縮及び作業の効率化が図れたことにより、受注を受けやすくなり、測量・設計業務の組合員の受注額は平成27年度約45,000千円であったものが、平成28年度には約91,000千円と約2倍となり、組合事業が活性化。



高知県コンクリート製品工業組合

【規模】組合員数11名

【手法】施工現場におけるニーズ（施工性、安全性、美観等）に対応するための新商品開発を実施。

【成果】事業が完了したばかりにもかかわらず、既に組合員企業1社が県より受注を獲得し施工実績をあげている。今後も受注が見込まれており、組合事業の一層の活性化が見込まれる。

3. 外国人技能実習制度適正化事業

- ・新しい外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う組合（監理団体）等を対象に巡回指導や講習会の開催等を行います。

外国人材受入サポートセンター(仮称)の設置について【H30新規】

センターの役割

- 外国人材の受入れに関する、県内企業・団体等の身近な相談役
- 関係機関・県内企業等との連携のつなぎ役
- 県内企業における外国人材受入れの推進役

センターの体制

- 設置場所： にいがた産業創造機構 内
- 人員体制： 専門職員(相談員)2名、事務補助職員1名



センターの業務内容

- 外国人材の受入れに関する企業・団体からの相談への対応(電話・メール・来所・訪問)
- 外国人材を受け入れる企業の掘り起こし(企業訪問)
- 関係機関との連携、情報収集、県内受入企業への情報提供・受入支援

【高度外国人材(留学生関連)】

- ・ 外国人留学生の県内企業への就職促進

(具体的な取組内容)

- ① 県内企業向け「外国人材採用セミナー」の実施
- ② 首都圏大学等を含む外国人留学生の県内企業への就職促進に向けた取組の企画・実施

【外国人技能実習制度関連】

- ・ 新規に監理業務を行おうとする団体への助言・サポート
- ・ 外国人技能実習制度への理解と適正な運用促進に向けた取組の実施

(具体的な取組内容)

実習生の受入れを検討中の企業・団体や、監理団体等に対する研修会の開催